

上田市人権施策基本方針（第一次改訂）概要

1 経過

上田市人権施策基本方針に記載されている人権施策基本計画（平成20年度から平成24年度までの5ヵ年）の期間が終了することから、平成24年2月10日に市長から上田市人権尊重のまちづくり審議会に諮問し、平成25年2月に答申いただいた方針をもとに、平成25年3月に第一次改定を行いました。

人権尊重のまちづくり審議会

- | | | | |
|-----|-------|--------|--|
| 第1回 | 平成24年 | 2月10日 | 基本方針改定の諮問・構想と意識調査項目の協議
(平成24年 5月 7日 「人権に関する市民意識調査」実施) |
| 第2回 | 平成24年 | 7月27日 | 意識調査結果の報告、基本方針の協議
(平成24年 8月 「人権に関する市民意識調査」報告書) |
| 第3回 | 平成24年 | 10月10日 | 基本方針の協議 |
| 第4回 | 平成24年 | 12月13日 | 基本方針の協議 |
| 第5回 | 平成25年 | 2月 6日 | 基本方針改訂の答申案の協議 |
| | 平成25年 | 2月15日 | 基本方針改訂の答申 |

2 改訂の概要

- ① 現行の「上田市人権同和教育の基本方針」（平成21年3月策定）と一本化し、人権施策の全般にわたる基本的な考え方や方向性を示しました。
- ② 基本方針の組み立ては、策定経過などの「基本的事項」、基本方針が目指す社会とする「基本理念」、人権教育や啓発、また救済や支援などに関する「人権施策の方向性」、分野別の基本方針等を示した「分野別人権施策の方向性」、市民協働などを示した「推進体制」といった全5章から構成する「上田市人権施策基本方針（第一次改訂）」として策定しました。
- ③ 第1章の「基本的事項」では、これまでの経過や今回の改訂の趣旨などを入れ、ここ5年間の国や県の動向を追加しています。
- ④ 第2章の「基本理念」では、現行の基本理念である「一人ひとりの人権が尊重される社会を実現する」を継承し、新たに人権尊重の社会づくりに向けた三つのまちづくりについてその方向を示しました。
- ⑤ 第3章の「人権施策の方向性」では、上田市行政・市職員のあり方のほか、市民の人権意識の高揚のための教育と啓発の推進について示し、更に人権侵害などに対応するための人権擁護と救済の施策を示しました。
- ⑥ 第4章の「分野別施策の方向性」については、国、県との整合を図り、現行の分野別としている女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、犯罪被害者とその家族に加え、新たに社会的問題となっている「インターネットによる人権侵害」について記載しました。

また、分野別施策にそれぞれの基本方針を新たに定め、より明確に人権尊重の目指す

社会づくりを示し、施策の方向性についても、教育、啓発の推進、相談体制の充実など人権施策に絞って明示しました。

- ⑦ 第5章の推進体制では、現行方針の基本計画にある5年間の期間を設けず、施策の進行管理を行ないながら社会情勢の変化などに応じて見直すこととしました。

また、人権に関する意識調査などは引き続きを行うこととしています。

- ⑧ 改訂時期は、平成25年3月とし、平成25年度以降の人権施策の基本方針としています。